

国

# 民健康保険加入者のみなさまへ

## 国民健康保険証について

平成20年4月1日からお使いいただく、保険証は3月末日まで郵送しますが、次のような変更があります。

① 70歳から74歳までの方は

保険証とは別に高齢受給者証をお持ちでしたが、保険証に高齢受給者証を兼ね備えます。(保険証と一体型で、保険証に負担割合を表示します。)

4月から病院等へかかるときは、保険証1枚でよくなります。

② 65歳以上(昭和18年4月1日以前生)の退職本人・退職被扶養者は(3月までの保険証は桃色)4月から一般の加入者(保険証はうぐいす色)となります。

(退職被扶養者が65歳未満の方で、退職本人が65歳以上のときの退職被扶養者も含みます。)

(注)詳しい内容は、4月から有効の保険証郵送のとき同封します。

なお、旧国民健康保険証は国保年金係へ返していただけない場合は、確実に破棄してください。

生年月日	平成20年4月1日交付の保険証の有効期限
S.8年4月1日以前生まれ	国保なし(後期高齢者医療保険証)
S.8年4月2日～S.8年8月1日	75歳誕生日の前日
S.8年8月2日～S.13年4月1日	平成20年7月31日(注)
S.13年4月2日～S.14年7月1日	70歳到達月の末日 (誕生日が1日の時は、その前月末日)(注)
S.14年7月2日以降生まれ	平成21年7月31日

③ 保険証の有効期限が生年月日により違います。

○退職該当者が65歳になれば一般の加入者になるため

・昭和18年4月2日～昭和19年7月1日生まれの方の「退職保険証」(サーモン色)の有効期限は65歳到達月の

末日(1日が誕生日のときは前月末日)まで、また「一般の保険証」は翌月1日から平成21年7月31日まで

○75歳から後期高齢者医療保険になるため(左表)

○保険証が高齢受給者証と一体型になるため(左表)

④ 75歳以上の国保の世帯主が後期高齢者医療保険に移行されても、引き続き国保の世帯主として取り扱います。

## 佐賀県後期高齢者医療保険証

昭和8年4月1日以前に生まれたすべての方と65歳から74歳までの方で、一定の障がいにより、現在「老人保健」に該当されている方へは、3月末日までに郵送します。

4月1日から病院等にかかるときは、「後期高齢者医療保険証」1枚でよくなります。

なお、現在お持ちの「老人保健法医療受給者証(白色)」は3月末日までしか使用できません。4月以降に国保年金係へ返していただけない場合は、確実に破棄してください。

市は今年1月25日に株式会社多久観光バスの協力を得て、多久をPRする広告を観光バスに掲載しました。広告を掲載したバスは32人定員の大型バスで、掲載した場所はバスの後ろの面です。

早速翌日から福岡・下関方面に团体旅行の利用があり、街なかを走つた際は、描かれた多久聖廟や孔子様を見て手を合わせて拝む学生の姿があつたということです。

バスは今後観光客を乗せ、九州、山口、広島方面をはじめ、遠くは関西や関東まで走ります。



## ラッピングバスのご紹介

### 問い合わせ

産業振興課

商工観光係

市民生活課 国保年金係

☎ 75-6116

ができると期待しているところです。

ラッピングバスの利用が多ければ多いほど、多くの皆さんに多久を知つてもらうことができます。多久のイメージアップや観光客の誘致、ひいては

多くの活性化につなぐことができるところです。